



曾於市

Agriculture Committee Magazine of SOO-City

農業委員会だより

令和7年3月発行(第20号)曾於市農業委員会



地域計画話し合い活動

主な内容

- ◇会長あいさつ…………… 2
- ◇市長への意見書…………… 3
- ◇農作業別標準賃金表…………… 5
- ◇曾於市賃借料情報…………… 6
- ◇農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介… 7
- ◇農業者年金制度について
新規加入者の声・農業者年金受給者の声…… 8
- ◇農地転用等について・周囲に迷惑がかからない
ように管理しましょう。 …………… 9
- ◇認定農業者・新規就農者紹介…………… 10
- ◇全国農業新聞の購読 …………… 10

豊かな自然の中で
みんなが創る
笑顔輝く元気なまち



会長あいさつ



曾於市農業委員会 会長 山口 裕之

農業委員会だより第20号の発行に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

市民の皆様には、かねてから、本市農業委員会の活動に格段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年、農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正されました。

1999年の制定から25年が経過する中で、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、農業を取り巻く情勢は制定時には想定されなかったレベルで大きく変化してきました。

本市においても、高齢化による担い手不足、気候変動による自然災害の影響、農地面積の減少による生産基盤の脆弱化など様々な課題に直面しています。

このような状況の中、いよいよ令和7年4月から、地域が目指す農地利用の姿を具体化する地域計画がスタートします。農業委員会としましては、この計画策定に当たっては、農業者の皆様からの意見もいただきながら、目標地図の素案作りを進めてきたところであります。この計画は、今回作成して終わりではなく、今後も各地域の実情に応じて見直しを重ねながら、実現していくことが重要です。

また、農地の貸借・売買についても、農地法又は農地バンク法（農地中間管理事業の推進に関する法律）によるものとなります。

農業委員会では、農地法を担当することになりますが、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化についても、農地中間管理機構をはじめとした関係機関と連携しながら地域計画の実現に向けて活動してまいります。

農業に関係する問題や制度改正への対応など、多くの課題がありますが、農業委員会の役割である、農地法等の法令に基づく事務（権利移動の許可、農地転用案件への意見具申等）、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する活動を継続し、こうした変化の中で、食料生産の基盤である農地を守り、新たな農業の展開を支えるため、皆様と共に取り組んでまいりますので、今後とも、なお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

市長への意見書



令和6年10月23日、曾於市農業委員会は、地域農業振興のため、農業者の声を集約して、農業政策に関する意見書を市長に提出しました。

1. 新規就農者支援対策事業補助金の交付期間延長と情報発信について

現在、市が実施している新規就農者支援対策事業補助金制度は、就農初期の経済的負担を軽減し、農業の振興を図る重要な施策であり、農業の担い手確保に寄与しております。しかし、補助金の交付期間が2年間であることにより、多くの新規就農者が自立に至る前に支援が終了してしまう現状があります。農業経営の確立には、最低でも5年間の安定的な支援が必要と思われます。この期間延長により、新規就農者は長期的な視野で経営を計画でき、設備投資や技術習得に専念することができます。補助金だけでなく、経営指導、技術研修、販路開拓支援などの包括的なサポート体制を整備し、新規就農者が自立しやすい環境を作ることが重要です。また、設備投資について、国の経営発展支援事業などがありますが、市のホームページ等で知ることができません。採択条件等いろいろなハードルがあるとは思われますが、新規就農者や新規就農を考える者の目に留まる情報発信を行うべきと考えます。新規就農者の補助金のみならず、農業に関する国や県の補助事業が農業者の目に留まるように市のホームページ、広報紙、回覧板等を活用し幅広く情報発信を行うべきと考えます。

2. 兼業者向け農業研修及び支援について

農地法の下限面積要件廃止により多様な担い手により農地を守っていくことが求められており、全国的にも「小さい農業・農家」を育てる動きが始まっています。(※1)

曾於市は第3次産業就業者が就業者全体の約57%(1次産業は約20%)を占め、すでに兼業者もいますが、副業として農業をやりたい人や自給的農業希望者も少なくないと思われます。また曾於市は中山間地域が多いため、小規模でも多様な農業を進めることで、中山間地域の農地保全や農村の維持につながる可能性もあります。

例えば、柚子講習は専業者(同好会)向けに年2回しかなく、柚子農家と繋がりが無い限り、柚子栽培を学ぶ機会はほとんどありません。(※2)

専業農家だけでなく兼業向けの研修や支援制度、小規模農家への支援などがあれば、農地を守る多様な担い手の確保につながると考えられます。

(※1)千葉県睦沢町・チバニアン兼業農学校、神戸市マイクロファーマーズスクールなど。

(※2)高知県三原村、北川村などでは年間講習や講習後の柚子畑のあっせんもセットで新規の柚子農家を育てている。

3. 耕作放棄地対策に繋がる農道等の整備について

近年、高齢化や農業従事者の減少に伴い、耕作放棄地の増加が深刻な問題となっております。農業委員会としても、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組んではおりますが、有効な手立てが見いだせない状況であります。耕作放棄に繋がる一因として、農地へのアクセスの問題があります。農業機械等の大型化により、農地へのアクセスが困難となり放棄に繋がる事例があります。農道の整備・拡幅等の要望については、財源、費用対効果、受益者の公平性など難しいところはあると思われますが、地域農業の発展、耕作放棄地の発生防止に繋がると思われる要望等については、積極的に事業として取り組んでいただきたい。

4. 有機農業の推進/学校給食の有機農産物利用拡大について

農水省のみどりの食料システム戦略では、環境に調和した持続的な農業のために農薬と化学肥料の削減と有機農業の拡大を目標としています。(2050年までに耕地面積の25%(100万ha)まで有機農業の拡大を目標)環境志向の強いヨーロッパを中心に有機農業の取組は進んでいます。今後日本も有機農業化の流れが強まっていくと思われるため、より早く有機農業に舵を切っていくことが曾於市の持続的な農業のためには重要だと考えられます。

有機農業の取組は、まず学校給食への有機農産物の利用から始め、広げていく自治体もあります。曾於市も学校給食センターが開設されたこともあり、子供たちの健康や地域環境を考慮し、有機農産物の利用拡大のためモデル地区の選定や仕組み作り、農家への支援制度を設けていただきたい。

5. 鳥インフルエンザ対策について

市では養鶏農家に対し、消毒薬と消石灰を年1回配布されていることは、市の鳥インフルエンザ対策として、養鶏農家の意識啓発に繋がっていることと思います。昨年度も意見書に記載しましたが、鳥インフルエンザ対策として防鳥ネットの設置は感染防止の有効な手段です。市として、県に対し防鳥ネット補助の導入を強く働きかけることで、養鶏農家の負担を軽減し、感染拡大を防ぐことが可能です。また、県との連携を強化し、広域的な感染防止対策を推進することで、県全体の鳥インフルエンザ対策の向上を図ることができると考えます。

6. その他

これまでに要望した、鳥獣対策、口蹄疫等の畜産に関する防疫対策、また山林を伐採した後の再造林をする際の緩衝地を設けること等については、継続した取組を要望します。

また、昨年度要望した経営所得安定対策の5年水張ルールについては、令和8年作付けまでと期限も迫っていることから、農業委員会としても上部組織を通じて国に要望してまいりますので、近隣市町や県と連携しての国への要望をお願いします。

令和7年4月から農地の貸し借りの仕組みが変わります！

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農業委員会へ提出する「農用地利用権設定申出書」による相対取引の貸し借りの手続きは令和7年3月末をもって廃止されます。今後は農地中間管理機構(農地バンク)を通じた貸し借りか、農地法による貸し借りのどちらかになります。

今までの「農用地利用権設定申出書」による貸借は、令和7年3月の農業委員会定例総会に審議する分が最終となります。よって「農用地利用権設定申出書」は令和7年3月3日の受付をもって終了します。

※今まで設定された利用権で、令和7年4月以降に終期を迎える貸し借りの契約は期間満了日まで有効です。

令和7年度農作業別標準賃金表

令和7年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。

整備済の平均的な農地を標準としていますので、参考にしてください。

※消費税は含まれていません。

作業の種類			区分	標準賃金	備考	
一般作業			1 日 8 時間労働	7,624円	※鹿児島県最低賃金より (時間額953円)	
水田 作業	荒	起	10a当たり	4,200円	イタリアン跡地5,000円	
	中	代	10a当たり	4,200円		
	植	代	10a当たり	6,300円		
	畦	塗	1m 当たり	90円	畦塗り機使用	
	田	植	え	10a当たり	7,000円	
	水	稲	育	苗	1 箱当たり	650円
	稲刈り	コンバイン	10a当たり	16,800円～	倒伏・湿田等で刈取りに支障がある場合は割増	
	サブソイラー		10a当たり	3,000円	排水作業	
一般畑 作業	肥料機械散布		10a当たり	2,000円	1 回当たり	
	堆肥散布 (完熟堆肥のみ)		10a当たり	2,500円	マニアスプレッダー使用	
	ロータリー耕耘		10a当たり	4,000円	イタリアン跡地5,000円	
	深耕ロータリー		10a当たり	11,000円		
	マルチ作業		1 本当たり	2,500円	1 本400m、資材費本人負担	
	同時マルチ(テロン)		1 本当たり	3,000円	1 本400m、資材費本人負担	
	土壌消毒		1 缶当たり	3,000円	10a当たり 1 缶、鎮圧は別途料金	
	プラウ耕起		10a当たり	4,500円		
	ブラソイラー		10a当たり	3,500円		
	甘藷つる切り		10a当たり	5,000円		
飼料作業 (播種・ 収穫等)	トウモロコシ等播種		10a当たり	3,500円	種子代は本人負担	
	コーンハーベスター		10a当たり	15,000円	1 か所 10a 以上	
	イタリアン刈取		10a当たり	3,000円		
	イタリアン集草・反転		10a当たり	1,000円	1 回当たり	
	イタリアン梱包		1 梱包	130円	ヘーベラー (ヒモ代を含む)	
	ロールラッピング		1 ロール	3,500円	標準 (直径 1m ×高さ 1m)	
	ロール(ラップなし)		1 ロール	2,500円	標準 (直径 1m ×高さ 1m)	
	ブームモア作業		1 分当たり	130円	1時間当たり7,800円	
有機センター堆肥散布料 (原料代含む)			2 t 車	13,500円～	土着菌入り有機堆肥で、土づくり を図りましょう！	

☆この表の標準賃金は、市内外の農作業等を基準に設定されたものです。地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違ふと思われますので、標準額を参考に両者で話し合っ、適正な賃金で農作業がスムーズに行われるようにしてください。

曾於市農業委員会事務局	☎ 0986-76-8818
曾於市有機センター	☎ 0986-28-8440
曾於市土壌分析室	☎ 0986-76-7347
曾於市農業公社	☎ 099-482-3765

※土づくりは土壌診断から!土壌診断(無料)をご利用ください。

曾 於 市 賃 借 料 情 報

この賃借料情報については、農家が田畑の貸し借りをする際の参考としてみようため、令和 6 年の賃借料の情報を提供するものです。
田畑の賃借料の適正を図るため、農業委員会で情報提供するもので、賃借料については、正規の賃貸借契約手続きにより許可を受
け、この賃借料情報を参考として、賃貸人・賃借人相互で十分協議のうえ契約してください。

		平均額	最低額	最高額		平均額	最低額	最高額
未吉地区	田	6,100円	1,200円	18,000円	普通畑	8,600円	1,800円	34,200円
	飼 料				飼 料	7,500円	1,100円	11,800円
	茶				茶	13,200円	9,500円	15,000円
大隅地区	田	5,700円	2,800円	15,000円	普通畑	8,800円	900円	17,400円
	飼 料				飼 料	5,300円	1,700円	11,000円
	茶				茶	20,500円	9,600円	32,800円
財部地区	田	8,200円	1,100円	13,800円	普通畑	8,300円	2,200円	10,800円
	飼 料				飼 料	5,800円	2,600円	10,200円
	茶				茶	20,600円	19,400円	25,000円

※ 100 円未満切捨て算出。

曾於市農業委員・農地利用最適化推進委員 名簿

(任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで)

○農地に関するご相談・お問い合わせは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局まで！

末吉地区 (農業委員会 事務局 ☎ 0986-76-8818)



山口 裕之 末永 美文 高岡 俊彦 迫 将嗣 小島 文哉 三嶋 里香 長野 浩子 濱田 實



中村 智明 光行 純市 新田 栄博 柳田 大輝 伊達 浩平 竹下 友子 今西 太一 薄窪 剛志

大隅地区



大口 徳明 池之上 三好 荻迫 純明 酒匂 孝一 八木 強 岩村 秀男 伊地知 輝男



窪田 則秋 永田 幸八郎 新留 博文 遠矢 忍 豊永 幸雄 領家 一己 小濱 光

財部地区



吉満 忠吉 小倉 範房 柿木 伸幸 片平 敏生



鬼丸 純一 橋口 まゆ 田中 正美 本村 雄太



農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入できます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。「特例保険料」は、政策支援（下記表参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※ 政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

※ 令和4年から、**「保険料納付下限額の引き下げ」、「受給開始時期の選択肢の拡大」及び「加入可能年齢の引き下げ」**など、制度が一部見直されています。詳しくは農業委員会事務局またはお近くのJAへお問い合わせください。

◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の受給額（年額）の試算～

加入年齢	納付期間	保険料月額	保険料納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
30歳	30年	2万円	720万円	53万円	45万円	1,140万円	1,216万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	675万円	720万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	321万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以上の予定利率が0.70%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済活動により上下します。制度発足以降の20年間（令和3年度まで）の運用利回りの平均は年率2.94%です。

○新規加入者の声



竹元 美奈実さん（大隅町荒谷）

竹元さんは、現在ご両親とお茶4.5ha、甘藷6ha、ゆず50aを栽培し、農業を経営されております。農業者年金には、今年加入されました。誰から勧められたわけでもなく、「将来のことを考えて、不安のない老後を送れるように加入しました。」と持ち前の明るい笑顔で答えてくださいました。

○農業者年金受給者の声



南牟礼 誠さん（大隅町大谷）

南牟礼さんは、お父さんと露地野菜を栽培しながら農業経営を行ってこられました。農業を経営していく中で、農業者年金を掛けるのも大変な時期も経験されたそうです。しかしながら、農業者年金を貰い始めた今となっては、「掛け続けていて本当に良かった。」と言われました。「継続は力なり」としみじみとされていました。

農地の転用には



STOP農地の違反転用

許可が必要です!

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地以外にすることです。例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、自分の土地であっても、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。また、転用許可は全ての農地が対象となり、登記地目が田・畑でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、本庁の農業委員会事務局で、受け付けております。

4条申請……自分名義の農地を転用する場合

○自己所有農地に杉・クヌギなどを植林する ○自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

5条申請……他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

○住宅・畜舎などを建築するため農地を買う・借りる ○他人名義の農地を購入し、杉・クヌギなどを植林する
○資材置場、駐車場などとして利用するため農地を買う・借りる など

無断転用には厳しい罰則があります!

許可を受けずに行った行為は、農地法の違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下の（法人は1億円以下）の罰金となります。

無断転用の土地を有している場合、
今後新たな農地取得（貸し借りも含む）や、
転用の申請を保留にする場合がありますので、
速やかに無断転用の是正を行ってください。

周囲に迷惑がかからないように 管理しましょう!

近年、耕作放棄地が増加傾向にあり、特に夏場には、荒れた農地周囲の農業者等から多くの相談・苦情が寄せられています。農地法第2条の2の規定では、「農地所有者等は、当該農地を農業上の適正かつ効率的な利用確保に努めなければならない。」とされています。

認定農業者紹介



東 隆二さん

財部町馬立の東隆二さんは、妻の佳美さんと二人で焼酎用甘藷5ha、青果用甘藷4ha、水稻30aを耕作されております。農地が曾於市と霧島市にあるので、今後は曾於市に農地を集約して作業効率を良くし、甘藷の品質向上と反収向上に努めながら、面積を拡大し経営の安定を図っていきたいとおっしゃっていました。



新規就農者紹介



時吉 恵太さん

財部町板越の時吉恵太さんは、令和5年2月に会社を辞めて、お父さんの経営を引き継ぐかたちで令和5年10月に就農されました。現在は、妻の智美さんと生産牛40頭、子牛32頭を飼育されております。他に飼料を6haと水田を3ha耕作されております。徹底した経営管理に努め、安定した経営ができるように牛の増頭を目指して健闘中です。

《農地法に係る申請窓口の変更について》

令和7年4月1日から、農業委員会 事務局の集約化に伴い、農地法に係る申請窓口が変更になります。

これまで、申請に係る農地が存在する各支所にて、それぞれ受付を行っていましたが、今後は、本庁 農業委員会 事務局のみで行います。

大変ご面倒ではありますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、**申請受付の締切日2日前までに**、申請書を提出される場合は、支所において受領のみを行い、庁舎内使送便にて、事務局へ送付いたしますので、その際は、添付書類に不足等がないようご協力ください。

“全国農業新聞”の購読を!

全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している“農業者のための情報誌”です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。

毎週金曜日発行 定価 月700円 (送料を含む)

農業委員会 事務局
☎ 0986-76-8818

申し込みは…
農業委員会事務局へ
お声掛けください。